

平成 23 年 11 月 17 日

厚生労働省医政局  
局長 大谷泰夫殿

日本看護技術学会  
理事長 菱沼典子

### 特定看護師(仮称)について(意見)

私どもは平成 13 年に発足した学会で、看護技術をテーマに研究するものの集まりです。看護師が関与する医療行為に関して追究している会員も擁しています。

本学会では本年度の総会において、チーム医療の推進から始まった特定看護師(仮称)について、**専門領域を特定せず医療行為のみに焦点化した制度化には反対である**という決議をしました。

国民が医療を受けている中で、実際には看護師にも判断ができていものの医師の判断と指示がないと実施できないために、対処が遅れるという状況は多々生じています。これを回避し、国民がよりよい医療を受けられるようにするために、チーム医療を推進し、看護師が医療行為を実施することは妥当と考えています。現在でも、医師の包括指示のもとで実際に数多くの医療行為が行われていることは、平成22年度厚生労働科学特別研究事業(主任研究者前原正明氏)の調査結果からも読み取れます。

一方で、本学会の研究から、浣腸というごく一般的な技術でも知識の不足によって危険な方法がとられることが分かっており、確実な知識と技術が必要であることは言うまでもありません。ご承知のように、既に民間(日本看護協会)で認定看護師と専門看護師が専門領域を決めて、その専門領域の知識と技術を学び、実践力を高めた人材として輩出されています。その中で、専門領域を明確にせず、特定の医療行為ができるという人材は、どういう役割を持つのかを、ぜひ明確にしていきたいと存じます。

医師の包括指示のもとで、どの医療行為を積極的に認めるのか、が焦点のようですが、個々の行為に関してならば静脈注射の例のように、局長通知で指定できるものと思われま

特定看護師(仮称)が名称独占、業務独占を伴わないものであるならば、現行制度の医師の包括指示によってチーム医療の推進をはかることは十分できると考えます。

以上、本学会の意見を申し述べさせていただきました。

今後のご検討の折にご配慮いただきたく、よろしく願いいたします。

以上